

東日本大震災十一周年における県の対応について

1 基本方針

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、マグニチュード9.0という我が国観測史上最大規模の地震であり、その後続いた大津波等により、宮城県だけで死者、行方不明者が約1万2千人にのぼるなど、沿岸部を中心に大きな被害が生じ、最大の被災県となった。

県では、震災で亡くなられた方々を追悼していくことや震災の記憶を風化させることなく語り継いでいくことが大切であることから、3月11日を宮城県の特別な日である「みやぎ鎮魂の日」と条例で定めており、市町村等と連携し、その趣旨にふさわしい取り組みとして以下のとおり追悼行事を行うこととする。

2 献花台の設置

○設置場所

県庁行政庁舎 2階講堂

※今年度から県大河原合同庁舎及び県大崎合同庁舎には献花台を設置しない。

※新型コロナウイルス感染防止の観点から今年度も記帳所を設置しない。

3 みやぎ東日本大震災津波伝承館での取組

3月11日に来館者用の献花500基を用意する。

※献花は、石巻南浜津波復興祈念公園内の祈りの場

4 市町村追悼式への出席

(1) 出席先

知事：七ヶ浜町，遠藤副知事：東松島市

総務部長：気仙沼市，復興・危機管理部長：石巻市，企画部長：名取市

(2) 業務分担

復興支援・伝承課	各部局
<ul style="list-style-type: none"> ・ 追悼の辞作成 ・ 三役対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町との詳細調整（服装等） ・ 交通手段（公用車等）手配 ・ 随行

5 知事ビデオメッセージ

震災でお亡くなりになった県民への追悼の意を表するため、県民向けメッセージ（約3分間）を発信するもの。また、3月11日に県庁へ設置する献花所での上映や県内市町村への配布のほか、今年度から県ホームページでも発信する。

6 その他

震災時刻である午後2時46分に1分間の黙とうを捧げるよう、県ホームページ，県政だより等を活用し，広く県民等に周知を図る。（別紙「みやぎ鎮魂の日」の周知方法のとおり）

また，今年度から県ホームページにみやぎ東日本大震災津波伝承館の「語り部からのメッセージ」動画を掲載するなど，震災伝承に資する取り組みを実施する。

なお，国主催の追悼式典が実施される場合には，別途対応する。

「みやぎ鎮魂の日」の周知方法について

媒 体	掲載(放送)日等	備 考
市町村へ鎮魂の日の周知依頼	1月上旬依頼済み	
県政だより3月・4月号	3月上旬各戸配付	東日本大震災11年特集記事の中で周知。
マスコミへの投げ込み	2月下旬	
県政ラジオ	3月上旬	
県ホームページ 大バナー	3月上旬	
県ホームページ 鎮魂の日のページ	2月下旬	
Facebook	3月上旬	
メルマガ・みやぎ	3月上旬	